

法定相続情報一覧図の写しで

相続手続を簡単にしませんか？

相続手続って大変そう…



相続手続は、かなりの**時間**と**手間**がかかる場合があります。

手続いっぱい

- 株券の名義変更
- 預金の払戻しや生命保険請求
- ご自宅の名義変更 など

何度も準備が大変

複数の金融機関と取引があるとそれぞれの窓口で「戸籍謄本一式」の提出が求められる

時間と手間がかかる

一つの手続を終えたら「戸籍謄本一式」を返してもらって次へ…

法定相続情報一覧図の写しで相続がスムーズに



1 手続き簡素化

- ご自身で取得いただく戸籍謄本(被相続人の出生から死亡まで)は1セットだけ。
- 各機関毎に提出する戸籍謄本の束が、**法定相続情報一覧図の写し**に。

2 費用削減

- 法定相続情報一覧図の写しの**交付手数料は無料**。(申請に必要な戸籍謄本・住民票の取得費用は発生)
- 相続手続に必要な通数の交付請求が可能で、登録から5年間は再交付が可能。

3 手続きがスムーズ

- 公的証明書なので安心。
- 法定相続人を一目で確認**できて、各機関の内容確認がスムーズに進行。

法務局



相続登記*
(不動産の名義変更)

*2024年4月から、相続登記の申請義務化。

法定相続情報一覧図の写し



金融機関



証券会社
株式・投資信託
の名義変更手続
銀行・信用金庫等
預金の払戻し
保険
生命保険請求

行政機関



税務署
相続税の申告
陸運事務所
自動車の名義変更
年金事務所
年金手続

※一部の法務局では申請を受け付けていない場合があります。詳細は最寄りの法務局でご確認ください。

法定相続情報一覧図の写しに関するお問い合わせ先と手続方法/場所のご確認

https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html

詳細は
こちら



全国銀行協会

第二地方銀行協会

全国信用組合中央協会

信託協会

全国信用金庫協会

日本証券業協会

全国地方銀行協会

全国労働金庫協会

<2025年6月作成>